

仕事依頼業務委託契約及び利用規約

契約日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

甲 VIP 株式会社

乙

業務委託契約書

VIP 株式会社（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （業務委託指名）

1. 甲は、乙を甲が行う業務及びそれに付随する業務（以下「甲業務」という。）の業務委託として指名する。
2. 甲の乙に対する業務委託の指名は、特別の定めがない限り非独占的なものであり、甲は、乙以外の者を指名することができるものとする。
3. 乙は、指名にあたり、次に掲げる事項について虚偽なく誠実に甲に回答していることを保証する。
 - (1) 過去に問題を起こしていた場合はその内容
 - (2) 乙の実在性
 - (3) その他甲が本契約締結にあたり乙に質問した事項

第2条 （業務委託）

1. 甲は、本契約に定める条件に従って、次の各号に定める業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
 - (1) 甲業務の依頼業務
 - (2) 甲が指定する業務
 - (3) 甲が指定する業務に必要な手続きをサポートする業務
 - (4) その他前各号に付随する業務
2. 乙は、甲の業務委託であることから、顧客を甲以外の第三者に紹介してはならないものとする。
3. 甲及び乙は、委託業務の具体的内容及び方法を別途取り決める。

第3条 （業務委託契約料金）

1. 乙は、本契約締結にあたり、次に定める料金を甲に支払う。
 - (1) 初期費用 0万円（税別）
 - (2) コンサルタント料 0万円（税別、月額）
2. 前項の初期費用の支払いは、甲の定める期限までに、甲が指定する口座（りそな銀行 池袋支店 普通 5335731）に振り込みにより、コンサルタント料については、契約後初月は初期費用とまとめて、2ヶ月目以降はりそな銀行決済サービス株式会社を利用して毎月13日に自動引落により支払う。

第4条 （お支払い報酬）

1. 甲は、乙が依頼完了後に委託業務の報酬として、報酬を支払う。
2. 甲は、前項の報酬を、翌月末までに、乙の指定する金融機関の口座に振込送金の方法により支払う。振込手数料は甲が負担するものとする。

- 第5条 (報酬の返還)
本件依頼が正当に行われなかった場合、その他原因で終了した場合は、乙は受領した報酬を甲に返還しなければならない。
- 第6条 (権利及び地位の譲渡等)
甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。
- 第7条 (再委託)
乙は、委託業務の全部又は一部を、第三者に再委託する場合には、甲の承諾を得るものとする。
- 第8条 (機密保持)
1. 甲及び乙は、本契約に関して相手方から開示又は提供された個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定するものをいう。）、顧客情報、企業情報、その他すべての情報（以下「機密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって取扱い、事前に書面により相手方の同意を得ることなく、本契約の目的以外に使用し、又は第三者に開示又は提供してはならない。ただし、個人情報及び顧客情報を除く機密情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。
 - (1) 開示又は提供の前後を問わず公知となった情報
 - (2) 開示又は提供された時点において、既に自己が保有している情報
 - (3) 開示又は提供によらず、独自に取得した情報
 - (4) 機密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報
 2. 本条の機密情報保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。
- 第9条 (反社会的勢力の排除)
1. 甲及び乙は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証する。
 - (1) 暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (7) 自己又は第三者をして暴力的要求、脅迫的言動、法的責任を超えた不当な要求、風説の流布・偽計・威力等による他人の信用毀損・業務妨害を行うこと
 2. 甲又は乙は、相手方が前項の表明・保証に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、直ちに本契約を含む甲乙間のすべての契約を解除することができるとともに、被った損害の賠償を請求することができる。

第10条 (禁止事項)

乙は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 自己又は第三者をして甲と同種の事業を営む行為（当該事業を営む会社の役員に就任することを含む）
- (2) 甲の事業と類似又は関連する業種の事業を営む会社等と委託業務と類似又は関連する契約を締結する行為
- (3) 本契約の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 法令の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為
- (5) 甲又は第三者を誹謗中傷し、又は名誉を傷つけるような行為
- (6) 甲又は第三者の財産、名誉・プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (7) 甲の業務を妨害する行為
- (8) 公序良俗に反する内容の情報、文書及び図形等を他人に公開する行為
- (9) その他甲が不適切と判断する行為

第11条 (不可抗力)

天災地変、経済の景況、その他やむを得ない事由により、本契約に定める事項が履行できない場合は、本契約に基づく債務は消滅するものとし、甲及び乙は一切の責任を負わないものとする。

第12条 (損害賠償)

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、現実に被った通常かつ直接の損害に限り、損害賠償を請求することができる。

第13条 (法律関係及び免責事項)

1. 乙は、甲から依頼されたことを業務とし、甲と顧客が直接契約を結ぶものとする。
2. 前項より、乙は、甲と顧客との間の契約について、一切の責任を負わないものとする。

第14条 (契約の解除)

1. 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 重大な過失又は背信行為があった場合
 - (2) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 所在不明になった場合
 - (6) 監督官庁により営業の取消又は停止などの処分を受けた場合
 - (7) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

第15条 (準拠法・合意管轄)

本契約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲乙間の協議によっても、本契約に関する紛争が円満に解決できない場合は、甲及び乙は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

第16条 (協議)

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙双方誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

第17条 (契約期間)

本契約の契約期間は、契約締結日から1年間とする。ただし、契約期間満了日の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。
1か月最低活動時間を協議し定めるものとする。

第18条 (存続条項)

本契約終了後も、契約終了後を予定した条文は有効に存続するものとする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保持する。

年 月 日

(署名欄)

甲：住所
氏名

印

乙：所在地
名称
代表者

印